○防災科学技術研究所職員給与規程

(平成13年4月1日　13規程第17号)

改正　平成13年11月28日　13規程第68号　平成14年11月28日　14規程第31号　平成15年11月13日　15規程第15号
平成16年3月11日　16規程第8号　平成16年9月9日　16規程第22号　平成16年10月28日　16規程第31号
平成17年11月8日　17規程第13号　平成18年3月31日　18規程第2号　平成19年3月1日　19規程第1号
平成19年11月30日　19規程第7号　平成21年6月1日　21規程第5号　平成21年11月26日　21規程第12号
平成22年3月12日　22規程第1号　平成22年11月30日　22規程第12号　平成23年3月31日　23規程第6号
平成24年3月30日　24規程第5号　平成24年5月25日　24規程第7号　平成25年2月28日　25規程第11号
平成25年3月29日　25規程第21号　平成25年12月20日　25規程第23号　平成26年3月13日　26規程第2号
平成26年4月1日　26規程第8号　平成26年12月1日　26規程第25号　平成27年4月1日　27規程第57号
平成28年2月25日　28規程第4号　平成28年6月20日　28規程第96号　平成28年11月24日　28規程第110号
平成29年12月21日　29規程第33号　平成30年3月27日　30規程第16号　平成30年11月13日　30規程第67号
平成30年11月21日　30規程第115号　令和元年9月26日　元規程第45号　令和元年11月28日　元規程第46号
令和2年11月30日　2規程第34号　令和3年3月25日　3規程第6号　令和4年5月26日　4規程第25号
令和4年11月24日　4規程第39号　令和4年12月22日　4規程第43号　令和5年2月22日　5規程第15号
令和5年11月9日　5規程第53号　令和6年3月21日　6規程第2号　令和6年11月21日　6規程第80号
令和7年3月19日　7規程第3号　令和7年5月22日　7規程第11号　令和7年9月11日　7規程第28号
令和7年11月20日　7規程第37号　令和8年3月12日　8規程第22号

目次

第1章　総則(第1条－第14条)
第2章　給与

第1節　俸給(第15条－第21条)
第2節　諸手当(第22条－第37条)
第3章　給与の特例(第38条－第42条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則(18規則第1号。以下「就業規則」という。)第22条及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する職員の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条　職員の給与については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条　この規程は、就業規則第1条に定める職員(任期付職員を除く。この規程において「職員」という。)に適用する。

(給与体系)

第4条　職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2　諸手当は、管理職手当、職務手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

(重複給与の禁止)

第5条　職員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

(給与の支給日)

第6条　給与(通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、及び管理職員特別勤務手当を除く。)は、毎月17日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、給与支給細則で定める日。以下この条において同じ。)に、その月の月額の全額を支給する。

2　時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、支給日に、その前月の月額の全額を支給する。

3　第12条に規定する日割計算による給与の支給日は、給与支給細則で定める。

4　本規程を改正し遡及して適用された場合において、実際に支給した額と改正後の規程を適用して計算されて得られた額に差額が生じた場合には、その差額については別に理事長が定める日に支給することができる。

(支給方法)

第7条　職員の給与は、次条の定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、職員の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

第8条　次に掲げるものは給与の支払いの際、控除する。

(1)　法令で定めるもの国家公務員共済組合掛金、所得税、地方税、国家公務員宿舎料、雇用保険料、その他の法令で定めるもの

(2)　労基法第24条第1項ただし書に基づく協定によるもの

(職員が死亡した場合による給与の支給)

第9条　職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2　支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第10条　職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給定日前であっても、請求の日までの給与を第12条に規定する日割計算により支給する。

(給与の減額)

第11条　職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2　1時間当たりの減額は第14条第1項により算出された額とする。

3　1日当たりの減額は前項の額に7時間45分を乗じて算出するものとする。

4　第2項及び前項により算出された額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

5　前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の月額を減額する。

イ　俸給

ロ　地域手当

ハ　広域異動手当

ニ　研究等連携手当

ホ　管理職手当

ヘ　職務手当

(給与の日割計算)

第12条　職員が月の中途において、採用、離職、休職、復職並びに俸給、管理職手当、職務手当及び地域手当(以下「日割対象給与」という。)に異動を生じたときの、その月の日割対象給与については、次に掲げる日割計算により支給する。ただし、死亡により退職するときは、その全額を支給する。

(1)　採用、復職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(2)　離職、休職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以前当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(3)　日割対象給与の異動がある場合は、異動が発令された前日の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された前日までの日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額と、異動が発令された日以降の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降の日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とを加えて得た額

2　前各号により算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(給与の支給)

第13条　給与の支給に関し必要な事項は、給与支給細則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条　この規程における勤務時間1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第2章　給与

第1節　俸給

(俸給表)

第15条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事務系職俸給表(別表第1)

(2)　研究職・技術職俸給表(別表第2)

2　各俸給表の適用範囲は次のとおりとする。

(1)　事務系職俸給表は、研究職・技術職俸給表の適用を受けない職員に適用する

(2)　研究職・技術職俸給表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員(以下「研究職」という。)並びに専門的な技術知識及び技能をもって設備・システム・施設等の運用、保守、管理又は開発等の業務に従事する職員(以下「技術職」という。)に適用する

3　職員が満60歳に達した日以降の最初の4月1日以降の俸給は、俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする。

4　前項の規定は、研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員のうち6級に在級する職員には適用しない。

(初任給)

第16条　新たに前条の俸給表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号俸は、初任給、昇格及び昇給等基準(以下「初任給等基準」という。)で定める初任給等の基準に従い決定する。

(昇格・降格)

第17条　職員が現に決定されている職務の級から他の職務の級に異動した場合における号俸は、初任給等基準に定めるところにより決定する。

(昇給)

第18条　職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者及び研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者にあっては、0号俸)とすることを標準として初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。

3　55歳を超える職員に関する第1項の規定の適用については、その者の勤務成績が「極めて良好(S)」、「特に良好(A、B)」の場合とする。昇給号俸数については、初任給等基準に定める基準に従い決定するものとする。

4　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第19条　削除

(初任給等基準)

第20条　第18条に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等基準で定める。

第21条　削除

第2節　諸手当

(管理職手当)

第22条　管理職手当は、管理、監督又は指導の地位の職にある職員に支給する。

2　管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の 100 分の 25 を超えてはならない。
3　前 2 項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、管理職手当支給細則で定める。
（職務手当）
第 22 条の 2　職務手当は、職務の級が 3 級以上の研究職に支給する。
2　職務手当の額は、職務手当支給細則で定める。
3　職務手当には、第 30 条第 1 項第 1 号で定める勤務（この条において「時間外勤務」という。）における 15 時間相当の時間外勤務手当を含む。
4　前項に定める 15 時間を超えて勤務した場合には、超えて勤務した時間に応じて第 30 条に定める時間外勤務手当を支給する。
5　前条の管理職手当が支給される職員には、職務手当は支給しない。
6　前 5 項に規定するもののほか、職務手当の支給に関し必要な事項は、職務手当支給細則で定める。
（扶養手当）
第 23 条　扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)を有する職員に支給する。ただし、第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上である者及び研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級である者に対しては、支給しない。
(1)　満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
(2)　満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
(3)　満 60 歳以上の父母及び祖父母
(4)　満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
(5)　重度心身障害者
2　扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については一人につき 6,500 円（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者にあっては、3,500 円）とする。
3　扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4　前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については、扶養手当支給細則で定める。

（地域手当）

第24条　地域手当は、下表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	つくば市	100分の16
兵庫県	三木市	100分の4

2　地域手当の月額は、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に、前項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

3　前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、地域手当支給細則で定める。

（異動保証）

第24条の2　前条第1項に規定する地域手当を支給されていた職員が、同項に定める地域以外の地域に異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として地域手当支給細則で定める場合に限る。）の地域手当の支給については、地域手当支給細則で定める。

2　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。（以下「給与法」という。）の適用を受ける職員又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち地域手当支給細則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であった者が、引き続き研究所の職員となった場合の地域手当の支給については地域手当支給細則で定める。

（広域異動手当）

第24条の3　職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき広域異動手当支給細則で定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として広域異動手当支給細則で定める場合を含む。）は、当該

職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として広域異動手当支給細則で定める場合は、この限りでない。

(1)　300キロメートル以上　100分の10

(2)　60キロメートル以上300キロメートル未満　100分の5

2　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3　給与特例法適用職員等であった者その他の広域異動手当支給細則で定める者から引続き研究所の職員となった者(雇用の事情等を考慮して広域異動手当支給細則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして広域異動手当支給細則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、広域異動手当支給細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4　前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第24条及び第24条の2の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動等の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、広域異動手当支給細則で定める。

(研究等連携手当)

第25条　研究等連携手当は、研究所内外における研究等活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、新潟県長岡市、山形県新庄市、兵庫県三木市に所在する事務所、庁舎、施設に在勤する職員に支給する。

2　研究等連携手当の月額は、俸給月額、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額に１００分の７の範囲内において研究等連携手当支給細則で定める割合いを乗じて得た額とする。

3　前2項に規定するもののほか、研究等連携手当の支給に関する必要な事項は、研究等連携手当支給細則で定める

(住居手当)

第26条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則に定める職員を除く。)

(2)　第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他住居手当支給細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当支給細則で定めるもの

2　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2)　前号第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3　前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

(通勤手当)

第27条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、

交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2㎞未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で通勤手当支給細則に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2㎞未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2㎞未満であるものを除く。)

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2)　前項第2号に掲げる職員

支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて通勤手当支給細則で定める額

(3)　前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当支給細則に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3　事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当支給細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当

支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

4　前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して通勤手当支給細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通勤手当支給細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が通勤手当支給細則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（通勤手当支給細則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として通勤手当支給細則で定める額

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前3項の規定による額

6　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7　通勤手当は、支給単位期間(通勤手当支給細則で定める通勤手当にあっては、通勤手当支給細則で定める期間)に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として通勤手当支給細則で定める場合にあっては、その翌月）の通勤手当支給細則で定める日に支給する。

8　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当支給細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当支給細則で定める額を返納させるものとする。

9　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当支給細則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

10　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当支給細則で定める。

(単身赴任手当)

第28条　事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000円(単身赴任手当支給細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が単身赴任手当支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当支給細則に定める額を加算した額)とする。

3　新たに第15条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当支給細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当支給細則で定める。

第29条　削除

(時間外勤務手当)

第30条　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(そ

の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務
100分の125

(2)　法定休日における勤務
100分の135

2　前項第1号に該当する時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

第31条　削除

(端数計算)

第32条　第30条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第33条　第22条の規定に定める職員のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第10条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2　前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、深夜勤務時間に対して、1時間につき第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額が、支給される管理職員特別勤務手当の額を超える場合には、その額を管理職員特別勤務手当として支給する。

ただし書の計算については、第32条の規定を準用する。

3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、12,000円を超えない額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当支給細則で定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2)　前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない額とする。

4　前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給細則で定める。

(期末手当)

第34条　期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第34条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則で定める日(次条及び第34条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号の規定により解雇された、又は死亡した職員(第38条第7項の規定の適用を受ける職員及び期末・勤勉手当支給細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の106.25)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　6箇月　100分の100

(2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80

(3)　3箇月以上5箇月未満　100分の60

(4)　3箇月未満　100分の30

3　削除

4　第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇された、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額とする。

5　事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として期末・勤勉手当支給細則に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額に、職務の級等を考慮して期末・勤勉手当支給細則に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額(期末・勤勉手当支給細則に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6　第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

第34条の2　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に定める諭旨解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第45条第5項に定める懲戒解雇の処分を受けた職員

(3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第2項第2号の規定により解雇された職員

(4)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(5)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第34条の3　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、防災科学技術研究所懲戒等規程第10条に規定する懲戒処分通知書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する

場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　削除

7　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

(勤勉手当)

第35条　勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則に定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号の規定により解雇された、又は死亡した職員(期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇された、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定管理職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額とする。

4　第34条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5　前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する期末・勤勉手当支給細則に定める日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第36条　寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において雪氷防災研究センター又は雪氷防災研究センター雪氷環境実験室(以下「雪氷センター」という。)に在勤する職員(この条第2項、第36条の2及び第36条の3において「支給対象職員」という。)に対して、寒冷地手当を支給する。

2　前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		支給額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
その他の職員		8,200円

備考　「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって寒冷地手当支給細則第2条第1項及び第2項に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、この規程第28条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(寒冷地手当支給細則で定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして寒冷地手当支給細則で定めるものを含まないものとする。

第36条の2　次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)　第38条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員　前条第2項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項、又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

(2)　第39条第1項の規定の適用を受ける職員　前条第2項の規定による額からその半額を減じた額

(3)　前2号に掲げるもののほか、就業規則第45条第3号の規定により停職にされている職員その他の寒冷地手当支給細則で定める職員　零

第36条の3　支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、第36条第2項及び前条の規定にかかわらず、第36条第2項の規定による額を超えない範囲内で、寒冷地手当支給細則で定める額とする。

(1)　基準日において前条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2)　基準日において前条各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3)　前2号に掲げる場合に準ずる場合として寒冷地手当支給細則で定める場合

第36条の4　前3条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第37条　第30条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

第3章　給与の特例

(休職者の給与)

第38条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3　職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4　職員が就業規則第39条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5　職員が就業規則第39条第1項第3号、第4号及び第6号に定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者給与細則で定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6　就業規則第39条第1項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7　第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号

の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により期末・勤勉手当支給細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末・勤勉手当支給細則で定める職員については、この限りでない。

8　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条の2及び第34条の3の規定を準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは、「第38条第7項」と読み替えるものとする。

（俸給の半減）

第39条　第11条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（俸給の半減に関する細則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2　前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、俸給の半減に関する細則で定める。

（育児休業をする職員の給与等）

第40条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程（18規程第22号。以下「育児・介護規程」という。）の規定による育児休業をしている期間中の職員の給与については、支給しない。

2　第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3　第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4　育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、育児休業期間中の給与細則の定めにより俸給月額を調整することができる。

（介護休業期間中の職員の給与等）

第41条　育児・介護規程の規定による介護休業期間中の職員の給与については、支給しない。

2　介護休業のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったときは、介護休業期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。

第42条　削除

附　則

(施行期日)

第1条　この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(昇格・降格)

第2条　第17条による昇格・降格がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)と同日付けで行われる場合は、第17条中の「職員が現に決定されている級」は、当該職員が施行日の前日に受けていた給与法第8条第2項による職務の級とする。

(昇給)

第3条　防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号)附則第2条に規定する職員(役員を除く。以下「引継職員」という。)の昇給については、第18条第1項中の「職員が現に受けている号俸を受けるに至った時」は、当該職員が給与法及び人事院規則9−8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時からとする。また、施行日の前日に受けていた号俸が、最高額である場合又は最高額を超える場合も同様とする。

第4条　削除

(調整手当の異動保障)

第5条　引継職員のうち、施行日の前日に給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第24条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過するまでの間、給与法第11条7の適用があったものとして適用される支給割合と、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合との差を、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合に加えて得た支給割合を乗じて得た額を支給する。

(暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置)

第6条　引継職員のうち、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成8年法律第112号。以下「改正給与法」という。)附則第14項の規定による暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置の適用を受けていた職員については、第24条の規定にかかわらず、施行日において改正給与法附則第14項の適用があったものとして適用される支給割合と、第24条第2項に定める調整手当の支給割合との差を、第24条第2項に定める調整手当の支給割合に加えて得た支給割合を乗じて得た額を当該職員の調整手当とする。

2　前項により調整手当を支給することとなる職員が、つくば市以外の地域に異動した場合は、前条及び第24条の規定にかかわらず、調整手当支給細則に定める支給割合を乗じて得た額を当該職員の調整手当とする。

(扶養手当等)

第7条　引継職員のうち、施行日の前日に給与法の規定による扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給を受けていた職員の施行日における第23条に定める扶養手当、第26条に

定める住居手当及び第27条に定める通勤手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(単身赴任手当)

第8条　引継職員のうち、施行日の前日に給与法第12条の2の規定による単身赴任手当の支給を受けていた職員については、施行日においても配偶者と別居し単身で生活することを常況とする場合は、第28条第2項に定める単身赴任手当を支給する。

(期末手当の在職期間)

第9条　引継職員の第34条第2項に規定する「基準日以前3箇月以内における職員の在職期間」には、平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(勤勉手当の在職期間)

第10条　引継職員の第35条第1項の「基準日以前6ヶ月以内の期間」には平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(休職者の給与)

第11条　この規程の施行日前に給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第38条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

(育児休業)

第12条　この規程の施行日前に国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第40条に規定する育児休業の給与については、別に発令がない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職する間での間は、給与を支給しない。

(介護休暇)

第13条　この規程の施行日前に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条の規定により介護休暇を受けている職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第41条に規定する介護休暇の給与については、別に発令がない限り、従前のとおりとする。

第14条から第17条まで　削除

附　則(平成13年11月28日　13規程第68号)

この規程は、平成13年11月28日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

附　則(平成14年11月28日　14規程第31号)

1　この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第6項及び7項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2　この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。

(1)　職務の級における最高の号俸を越える俸給月額

(2)　防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項において「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4　前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第 1 条の規定による改正前の防災科学技術研究所職員給与規程、第3条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定める規定に従って定められたものでなければならない。

5　平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下この項において「改正後の職員給与規程」という。)第34条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程(第2号において「改正後の任期付研究員給与等規程」という。)第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第2項、第3項、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号定める額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。(1)平成14年12月1日(期末手当について改正後の職員給与規程第34条第1項後段、第38条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号におい

て「俸給等」という。)の額の合計額(2)継続在職期間について改正後の職員給与規程、改正後の任期付研究員給与等規程の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第2項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が定める俸給月額)並びに改正後の職員給与規程の規定による扶養手当の額により算定される俸給等の額の合計額

6　平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程第34条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第34条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第34条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

7　平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の防災科学技術研究所職員給与規程第40条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

8　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則(平成15年11月13日　15規程第15号)

1　この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

2　平成15年11月1日(以下「適用日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けて居た職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。

(1)　防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

(2)　防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項において「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額

3　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4　前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程、第3条の規定による

改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5　平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第34条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)　平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たな職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から適用日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)　平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

6　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則(平成16年3月11日　16規程第8号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成16年9月9日　16規程第22号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附　則(平成16年10月28日　16規程第31号)

1　この規程は、平成16年10月28日から施行する。

2　この規程の施行の日から引き続き改正前の防災科学技術研究所職員給与規程第36条第1項に定める雪氷センターに在勤していた職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員についての寒冷地手当の支給については、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)附則第9項から第17項の規定を準用する。

附　則(平成17年11月8日　17規程第13号)

1　この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2　平成17年12月1日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。

(1)　防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

(2)　防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(以下「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4　前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程、第2条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定める規程に従って定められたものでなければならない。

5　平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第34条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、

俸給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)　平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

6　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則(平成18年3月31日　18規程第2号)

(施行期日)

1　この規程は平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2　平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の業務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3　前項により新級が定められる職員(次項に掲げる職員)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　次号に規定する職員を除き、旧級、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(2)　旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

4　切替日の前日おいて事務系職俸給表及び研究職俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、切替日の前日に受けていた俸給月額及び経過期間に応じて附則別表第4に定める号俸とする。同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級に対応する号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものと

した場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6　附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号)(以下「旧職員給与規程」という。)及びこれらに基づく理事長達の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

7　俸給の切替えに伴う経過措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(給与規程(22規程第12号。以下、「平成22年改正規程」という。)の施行日において、平成22年改正規程附則第2号(1)に規定する減額改正対象職員である者にあっては、当該俸給月額に100分の99.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第14条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(2)　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。

(3)　切替日以降に新に俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2号の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

8　平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号棒
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

9　平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 24 条第 1 項	100 分の 12	100 分の 12 を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合

（期末手当の在職期間）

10　引継職員の第 34 条第 2 項に規定する「基準日以前 6 箇月以内における職員の在職期間」には、平成 18 年 6 月 1 日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

（勤勉手当の在職期間）

11　引継職員の第 35 条第 1 項の「基準日以前 6 ヶ月以内の期間」には平成 18 年 6 月 1 日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

附則別表第 1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
事務系職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
研究職俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2

旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ　事務系職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 ＼ 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	17
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31

	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							

	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ　研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 ＼ 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1

4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	4
	12 月以上	17	17	13	5
6	3 月未満	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	8
	12 月以上	21	21	17	9
7	3 月未満	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	12
	12 月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	16
	12 月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	20
	12 月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	24
	12 月以上	37	37	33	25
11	3 月未満	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26

	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	28
	12 月以上	41	41	37	29
12	3 月未満	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	32
	12 月以上	45	45	41	33
13	3 月未満	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	36
	12 月以上	49	49	45	37
14	3 月未満	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	40
	12 月以上	53	53	49	41
15	3 月未満	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	43
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	44
	12 月以上	57	57	53	45
16	3 月未満	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	47
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	48
	12 月以上	61	61	57	49
17	3 月未満	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	51
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	52
	12 月以上	65	65	61	53
18	3 月未満	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	55
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	56

	12 月以上	69	69	65	57
19	3 月未満	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	59
	9 月以上 12 月未満	72	72	68	60
	12 月以上	73	73	69	61
20	3 月未満	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	63
	9 月以上 12 月未満	76	76	72	64
	12 月以上	77	77	73	65
21	3 月未満	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	67
	9 月以上 12 月未満	80	80	76	68
	12 月以上	81	81	77	69
22	3 月未満	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上 12 月未満	84	84	80	72
	12 月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上 12 月未満	88	88	84	73
	12 月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 12 月未満	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上 12 月未満	96	96	89	
	12 月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		

	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3月未満	121			
	3月以上6月未満	121			
	6月以上9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ　旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級 ＼ 経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1

	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13

	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ　旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級 ＼ 経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1

	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 12 月未満	28	1
	12 月以上	29	1
14	3 月未満	29	1

	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 12 月未満	32	1
	12 月以上	33	1
15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 12 月未満	36	1
	12 月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 12 月未満	40	1
	12 月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上 12 月未満	44	1
	12 月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上 12 月未満	48	1
	12 月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上 12 月未満	52	1
	12 月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上 12 月未満	56	4
	12 月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7

	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附則別表第4

職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額の切替え

イ　旧級が事務系職俸給表のうち、11級以外である職員の新号俸

旧級	経過期間 ＼ 旧俸給月額	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	全ての俸給月額	93(最高号俸)				
3級	全ての俸給月額	125(最高号俸)				
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
	上記以外の俸給月額	113(最高号俸)				
5級	383,000	109	110	111	112	113
	上記以外の俸給月額	113(最高号俸)				
6級	418,700	89	90	91	92	93
	上記以外の俸給	93(最高号俸)				

	月額					
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
	上記以外の俸給月額	85(最高号俸)				
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
	上記以外の俸給月額	77(最高号俸)				
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
	上記以外の俸給月額	61(最高号俸)				
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
	上記以外の俸給月額	45(最高号俸)				

ロ　旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間＼新級	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15
上記以外の俸給月額	9級	41(最高号俸)				
	10級	15				

ハ　旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間＼新級	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
579,900	5級	69	70	71	72	73
	6級	13	13	14	14	15
上記以外の俸給月額	5級	73(最高号俸)				
	6級	15				

ニ　旧級が研究職俸給表のうち、5級以外である職員の新号俸

旧級	経過期間＼	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上

	旧俸給月額					
1級	全ての俸給月額	121(最高号俸)				
2級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
	上記以外の俸給月額	121(最高号俸)				
3級	全ての俸給月額	89(最高号俸)				
4級	全ての俸給月額	73(最高号俸)				

附　則(平成19年3月1日　19規程第1号)

(施行期日)

1　この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における役職手当に関する経過措置)

2　防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成18規程第2号)附則第7項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下「新規程」という。)第22条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成18規程第2号)附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

3　平成20年3月31日までの間においては、新規程第24条の3第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

4　新規程第24条の3の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

5　前3項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り扱うこととする。

附　則(平成19年11月30日　19規程第7号)

(施行期日)

1　この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2　第1条の規定(防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第35条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び第3条の規定(防災科学技術研究所任期付研究員規程(以下「任期付研究員規程」という。)第11条第2項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正後の任期付研究員規程(附則第5項において「改正後の任期付研究員規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

3　平成19年4月1日からこの規程の施行日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

4　施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5　改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程又は第3条の規定による改正前の任期付研究員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定による給与の内払いとみなす。

6　附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則(平成21年6月1日　21規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附　則(平成21年11月26日　21規程第12号)

(施行期日)

1　この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から適用する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2　平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第34条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

(2)　平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.24を乗じて得た額

3　前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則(平成22年3月12日　22規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年11月30日　22規程第12号)

(施行期日)

1　この規定は平成22年12月1日より施行する。ただし、防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(22規程第12号)第2条並びに附則第5項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2　平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第34条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

(2)　平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.28を乗じて得た額

3　前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

4　平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第14条の規定の適用については、同規程中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(22規程第12号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

5　平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において職員給与規程第18条の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして初任給、昇格及び昇給等基準に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

6　前4項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り扱うこととする。

附　則(平成23年3月31日　23規程第6号)

(施行期日)

1　この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(研究員調整手当の廃止に伴う経過措置)

2　平成23年3月31日において、廃止された研究員調整手当の適用を受けていた者は、平成23年4月1日から平成24年3月31日の間、理事長が別に定める支給割合の研究員調整手当を支給する。

附　則(平成24年3月30日　24規程第5号)

(施行期日)

1　この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2　防災科学技術研究所職員給与規程(以下「規程」という。)の一部を改正する規程(平成18年3月31日18規程第2号)附則第7項中「100分の99.59」とあるのは「100分の99.1」と、「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」を加える。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3　平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、規程第34条第2項及び第4項から第6項まで若しくは、規程第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第14条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において

「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(規程附則第17条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(規程第28条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額(規程附則第14条により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数平成24年3月までの月数(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数)を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から16号俸まで

(2)　平成23年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日において号俸の調整を行う者)

4　平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については号俸の調整を行うものとする。

(1)　調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
(2)　調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員
(3)　調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(調整日における号俸)

5　調整日における号俸は、前項(1)及び(2)いずれかに該当する職員にあっては1号俸、前項(3)に該当する職員にあっては2号俸上位の号俸とする。

6　調整日において36歳に満たない職員(前項に該当する職員を除く。)のうち、当該職員の号俸の決定の状況により前項に該当する職員との均衡を考慮して、調整の必要があると認められる職員の調整日における号俸は、前項を準用して上位の号俸とすることができる。

7　前2項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附　則(平成24年5月25日　24規程第7号)

(施行期日)

1　この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(給与の特例)

2　この規程の施行日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第15条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成18年3月31日18規程第2号改正附則第7の規定による俸給を含み、当該職員が規程第39条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
事務系職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
研究職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

3　特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　役職手当　当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じた額
(2)　地域手当　当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
(3)　広域異動手当　当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
(4)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
(5)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
(6)　規程第38条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与　当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
イ　規程第38条第1項　前項及び前各号に定める額
ロ　規程第38条第2項又は第3項　前項並びに(2)から(4)までに定める額に100分の80を乗じて得た額
ハ　規程第38条第4項　前項及び(2)から(3)までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
ニ　規程第38条第5項　前項及び(2)から(4)までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
ホ　規程第38条第7項　(4)に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受けている職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4　特例期間においては、規程第11条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5　特例期間においては、規程附則第14条の適用を受ける職員に対する第2項、第3項(2)から(6)まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から規程附則第14条第1項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項(2)中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から規程附則第14条第2項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(3)中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から規程附則第14条第3項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(4)中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から規程附則第14条第5項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(5)中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手

当の額から規程附則第14条第6項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(6)イ中「前項及び前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに(2)から(4)まで」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに(2)から(4)まで」と、同号ハ中「前項及び(2)から(3)まで」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに(2)から(3)まで」と、同号ホ中「(4)」とあるのは第5項の規定により読み替えられた(4)と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から規程附則第16条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6　第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則(平成25年2月28日　25規程第11号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日　25規程第21号)

(施行日)

1　この規程は、平成25年4月1日から施行する

(平成25年4月1日において号俸の調整を行う者)

2　平成25年4月1日(以下「調整日」という)において、次の各号に掲げる職員については号俸の調整を行うものとする。

(1)　調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2)　調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

(調整日における号俸)

3　前項に該当する職員にあっては1号俸上位の号俸とする。

4　前2項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附　則(平成25年12月20日　25規程第23号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附　則(平成26年3月13日　26規程第2号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附　則(平成26年4月1日　26規程第8号)

(施行日)

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)

2　平成 26 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については 1 号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱をすることができるものとする。

(1)　調整日において 38 歳に満たない職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員及び平成 21 年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

(2)　調整日において 38 歳以上 40 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員

(3)　調整日において 40 歳以上 45 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附　則(平成 26 年 12 月 1 日　26 規程第 25 号)

1　この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸等の調整)

2　平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程により、新たに俸給表等の適用を受けることとなった者のその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった者については、必要な調整を行う。

(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の経過措置)

3　平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 35 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」とする。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日　27 規程第 57 号)

(施行日)

1　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

2　施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 年 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が俸給表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最

初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

（給与規程の適用に関する特例）

3　当分の間、次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 24 条第 1 項	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合
第 28 条第 2 項	30,000 円	30,000 円を超えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合
	70,000 円	70,000 円を越えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合

（広域異動手当に関する特例）

4　施行日の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動または移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規定第２４条の適用については、同項第 1 項中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項２号中「100 分の 5」とあるのは、「100 分の 4」とする。

附　則（平成 28 年 2 月 25 日　28 規程第 4 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 27 年 4 月 1 日から適用し、第 3 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 28 年 6 月 20 日　28 規程第 96 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 24 日　28 規程第 110 号）

1　この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2　　第 2 条の規程については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

3　平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である

もの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下「事務系職８級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については 10,000 円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については 9,000 円）

4　平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの間は、第２条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第１項ただし書の規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第 23 条第２項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるものにあつては、3,500 円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」とする。

5　平成 31 年４月１日から平成 32 年３月 31 日までの間は、第２条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程（以下この条において「第 2 条改正後職員給与規程」という。）第 23 条第１項ただし書の規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」あるのは、「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「が５級」とあるのは「が５級以上」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」とする。

附　則(平成 29 年 12 月 21 日　29 規程第 33 号)

1　この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第１条の規程については、平成 29 年４月１日から適用する。

2　第２条の規程については、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則(平成 30 年３月 27 日　30 規程第 16 号)

1　この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

(平成 30 年４月１日における号俸の調整)

2　平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については1号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱をすることができるものとする。

(1)　調整日において37歳に満たない職員のうち、平成27年昇給等抑制職員に該当する職員

附　則(平成30年11月13日　30規程第67号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附　則(平成30年11月21日　30規程第115号)

この規程は、平成30年11月21日から施行する。ただし、第1条は平成30年4月1日から適用し、第2条は平成31年4月1日から適用する。

附　則(令和元年9月26日　元規程第45号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和元年11月28日　元規程第46号)

1　この規程は、令和元年11月28日から施行する。ただし、第1条の規程については、平成31年4月1日から適用する。

2　第2条の規程については、令和2年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

3　第2条の規定の施行の日（第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の掲げる区分のいずれかに該当するもの（住居手当支給細則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で住居手当支給細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)　第2条の規定による改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2)　旧手当額から第2条の規定による改正後の第26条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(3)　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

附　則(令和2年11月30日　2規程第34号)

この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規程については、令和3年4月1日から適用する。

附　則(令和3年3月25日　3規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和4年5月26日　4規程第25号)

この規程は、令和4年5月26日から施行する。ただし、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、107.5分の15)を乗じて得た金額を減じた額とする。

附　則(令和4年11月24日　4規程第39号)

1　この規程は、令和4年11月24日から施行する。ただし、第1条の規定については、令和4年4月1日から適用する。

2　第2条の規定については、令和5年4月1日から適用する。

附　則(令和4年12月22日　4規程第43号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年2月22日　5規程第15号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年11月9日　5規程第53号)

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規程については、令和5年4月1日から適用する。

2　第2条の規程については、令和6年4月1日から適用する。

附　則(令和6年3月21日　6規程第2号)

(施行期日)

1　この規程は、令和6年3月21日から施行する。

(管理監督職を降任された職員の俸給月額の調整)

2　就業規則第27条第4項の規定により管理監督職を降任された職員であって、職員給与規程第15条第3項により算出される俸給月額が、管理監督職を降任された日の前日に

受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当分の間、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附　則(令和6年11月21日　6規程第80号)

1　この規程は、令和6年12月16日から施行する。ただし、第1条の規定については、令和6年4月1日から適用する。

2　第2条の規定については、令和6年12月1日から適用する。

3　第3条の規定については、令和7年4月1日から適用する。

附　則(令和7年3月19日　7規程第3号)

1　この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2　令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において事務系職俸給表（別表第1）又は研究職俸給表（別表第2）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当の経過措置)

4　令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、改正後の第23条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下の者及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下の者に対して、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とする。

(2)　子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、第23条第3項により加算される前の額）は1人につき11,500円とする。

(地域手当の経過措置)

5　令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、改正後の第24条の規定にかかわらず、兵庫県三木市に在勤する職員に対して支給する地域手当の支給割合は、100分の3とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

6　改正後の第 27 条第 4 項及び第 28 条第 3 項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の人事院規則等の準用）

7　附則第 2 項から第 6 項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を準用する。

附則別表　号俸の切替表（附則第 2 項関係）

イ　事務系職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

	職務の級							
旧号俸	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	

26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				

63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							

100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ　研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

	職務の級			
旧号俸	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4

21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	

58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

附　則(令和７年５月 22 日　７規程第 11 号)

(施行期日)

1　この規程は、令和７年６月１日から施行する。

(経過措置)

2　令和７年５月 31 日以前の行為により禁錮以上の刑に処せられた場合については、規程第 34 条の２第１項第４号及び同条同項第５号の「拘禁刑」を「禁錮」に読み替えるものとする。

3　令和７年５月 31 日以前の行為により起訴をされた場合については、第 34 条の３第１項第１号の「拘禁刑」を「禁錮」に読み替えるものとする。

4　第 34 条の３第２項に定める一時差止処分を受けた者が令和７年５月 31 日以前の行為により禁錮以上の刑に処せられなかった場合については、第 34 条の３第３項第１号の「拘禁刑」を「禁錮」に読み替えるものとする。

附　則(令和７年９月 11 日　７規程第 28 号)

この規程は、令和８年１月１日から施行する。

附　則(令和７年 11 月 20 日　７規程第 37 号)

1　この規程は、令和７年 12 月１日から施行する。ただし、第１条の規定については、令和７年４月１日から適用する。

2　第２条の規定については、令和７年 12 月１日から適用する。

3　第３条の規定については、令和８年４月１日から適用する。

4　附則の次に別表として加える２表のうち、別表第２(第 15 条第１項第２号関係) 研究職・技術職俸給表については、令和７年４月１日から令和７年 12 月 31 日までは「研究職俸給表」と読み替えるものとする。

附　則(令和８年３月 12 日　８規程第 22 号)

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１(第 15 条第１項第１号関係)

事務系職俸給表

１／２

職務の級号俸	１級	２級	３級	４級	５級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000

8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600
9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900

45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000

82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700		
87	266, 500	306, 100	356, 100		
88	266, 800	306, 400	356, 500		
89	267, 100	306, 700	356, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100		
91	267, 700	307, 300	357, 500		
92	268, 000	307, 600	357, 900		
93	268, 300	307, 800	358, 100		
94		308, 000	358, 400		
95		308, 300	358, 800		
96		308, 700	359, 100		
97		308, 900	359, 400		
98		309, 200	359, 800		
99		309, 500	360, 200		
100		309, 900	360, 600		
101		310, 100	361, 100		
102		310, 400	361, 500		
103		310, 700	361, 900		
104		311, 000	362, 300		
105		311, 200	362, 800		
106		311, 500	363, 200		
107		311, 800	363, 500		
108		312, 100	363, 800		
109		312, 300	364, 200		
110		312, 600			
111		313, 000			
112		313, 300			
113		313, 500			
114		313, 700			
115		314, 000			
116		314, 400			
117		314, 600			
118		314, 800			

119		315,100			
120		315,400			
121		315,700			
122		315,900			
123		316,200			
124		316,500			
125		316,800			

職務の級号俸	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	381,100	436,600			
11	382,700	438,100			
12	384,200	439,600			
13	386,100	441,100			
14	388,000	442,400			
15	389,900	443,700			
16	391,700	444,900			
17	393,200	446,100			
18	395,000	447,400			
19	396,700	448,700			
20	398,300	449,900			
21	400,000	451,100			
22	401,400	451,900			
23	402,800	452,700			
24	404,200	453,500			
25	405,600	454,100			
26	406,800	454,700			

27	408, 000	455, 300			
28	409, 000	455, 900			
29	410, 100	456, 600			
30	411, 300	457, 400			
31	412, 400	457, 800			
32	413, 500	458, 500			
33	414, 200	459, 000			
34	414, 900	459, 400			
35	415, 500	459, 800			
36	416, 200	460, 200			
37	416, 800	460, 600			
38	417, 400	460, 900			
39	417, 900	461, 200			
40	418, 300	461, 500			
41	418, 700	461, 800			
42	418, 900	462, 100			
43	419, 200	462, 400			
44	419, 500	462, 700			
45	419, 800	463, 000			
46	420, 100				
47	420, 400				
48	420, 700				
49	420, 900				
50	421, 200				
51	421, 400				
52	421, 700				
53	421, 900				
54	422, 200				
55	422, 500				
56	422, 800				
57	423, 000				
58	423, 300				
59	423, 600				
60	423, 800				
61	424, 000				
62	424, 300				
63	424, 600				

64	424,800				
65	425,000				
66	425,300				
67	425,600				
68	425,800				
69	426,000				
70	426,300				
71	426,600				
72	426,800				
73	427,000				

別表第2(第15条第1項第2号関係)

研究職・技術職俸給表

職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
15	221,000	277,600	362,400	408,200		
16	222,800	279,800	363,300	409,700		
17	224,500	281,900	364,400	411,200		
18	226,300	284,200	365,600	412,800		
19	228,100	286,500	366,800	414,400		
20	229,900	288,900	368,000	416,100		
21	231,700	291,200	369,200	417,300		

22	233, 500	293, 300	370, 300	418, 700		
23	235, 200	295, 400	371, 300	420, 100		
24	236, 900	297, 400	372, 300	421, 400		
25	238, 600	299, 400	373, 400	422, 700		
26	240, 700	301, 300	374, 400	424, 000		
27	242, 600	303, 200	375, 300	425, 500		
28	244, 500	305, 100	376, 300	427, 000		
29	246, 400	307, 000	377, 200	428, 200		
30	247, 500	308, 500	378, 000	429, 400		
31	248, 600	310, 000	378, 800	431, 000		
32	249, 700	311, 500	379, 600	432, 500		
33	251, 100	313, 000	380, 300	433, 800		
34	252, 400	314, 500	381, 000	435, 200		
35	253, 800	316, 000	381, 800	436, 600		
36	255, 200	317, 400	382, 600	438, 000		
37	256, 600	318, 800	383, 300	439, 400		
38	258, 100	319, 700	384, 000	440, 800		
39	259, 600	320, 600	384, 800	442, 200		
40	261, 200	321, 400	385, 600	443, 600		
41	262, 600	322, 100	386, 400	444, 700		
42	263, 900	322, 600	387, 600	446, 000		
43	265, 300	323, 100	388, 800	447, 400		
44	266, 700	323, 500	390, 000	448, 700		
45	268, 200	323, 900	390, 700	449, 500		
46	269, 500	324, 400	391, 700	450, 300		
47	270, 700	324, 900	392, 500	451, 200		
48	271, 900	325, 300	393, 200	452, 100		
49	273, 100	325, 700	393, 900	452, 900		
50	274, 200	326, 100	394, 600	453, 700		
51	275, 300	326, 400	395, 200	454, 300		
52	276, 400	326, 900	395, 800	455, 100		
53	277, 400	327, 300	396, 400	455, 500		
54	278, 500	327, 700	397, 100	456, 100		
55	279, 500	328, 100	397, 900	456, 600		
56	280, 500	328, 400	398, 700	457, 100		
57	281, 500	328, 800	399, 300	457, 600		
58	282, 200	329, 100	400, 100			

59	282, 700	329, 500	400, 800				
60	283, 300	329, 800	401, 500				
61	283, 900	330, 200	402, 100				
62	284, 500	330, 700	402, 800				
63	285, 100	331, 300	403, 400				
64	285, 600	331, 800	404, 100				
65	286, 200	332, 200	404, 800				
66	286, 700	332, 800	405, 400				
67	287, 300	333, 300	406, 000				
68	287, 800	333, 900	406, 700				
69	288, 400	334, 400	407, 400				
70	289, 100	334, 900	407, 900				
71	289, 700	335, 400	408, 500				
72	290, 300	336, 000	409, 100				
73	290, 900	336, 500	409, 600				
74	291, 500	337, 200	410, 200				
75	292, 100	337, 900	410, 800				
76	292, 800	338, 600	411, 300				
77	293, 400	339, 200	411, 800				
78	294, 100	339, 800	412, 300				
79	294, 800	340, 500	412, 800				
80	295, 300	341, 200	413, 500				
81	295, 900	341, 900	413, 900				
82	296, 500	342, 600					
83	297, 200	343, 200					
84	297, 800	343, 800					
85	298, 300	344, 300					
86	298, 900	344, 800					
87	299, 600	345, 200					
88	300, 200	345, 600					
89	300, 700	345, 900					
90	301, 300	346, 400					
91	302, 000	346, 700					
92	302, 600	347, 100					
93	303, 200	347, 400					
94	303, 800	347, 700					
95	304, 400	348, 100					

96	305, 000	348, 500				
97	305, 300	349, 000				
98	305, 800	349, 500				
99	306, 400	350, 000				
100	306, 900	350, 500				
101	307, 300	351, 000				
102	307, 700	351, 500				
103	308, 000	351, 900				
104	308, 400	352, 400				
105	308, 800	352, 800				
106	309, 200	353, 200				
107	309, 600	353, 700				
108	309, 900	354, 100				
109	310, 100	354, 600				
110	310, 500	355, 000				
111	310, 800	355, 400				
112	311, 000	355, 800				
113	311, 300	356, 300				
114	311, 600	356, 700				
115	311, 900	357, 100				
116	312, 200	357, 500				
117	312, 400	358, 000				
118	312, 700	358, 400				
119	312, 900	358, 800				
120	313, 200	359, 200				
121	313, 500	359, 600				